

令和5年度台湾向け経済ミッション団派遣業務
委託業務仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度台湾向け経済ミッション団派遣業務

2 委託業務の目的

世界トップクラスの半導体やIT産業を擁し、今後大きな成長が期待できる環境関連産業への投資を進める台湾との産業連携を加速するため、徳島県内事業者等の関係者からなる「経済ミッション団」を台湾に派遣する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 経済ミッション団派遣先

台湾（台北エリア）

5 経済ミッション団派遣人数

10社20名程度

6 経済ミッション団派遣時期

徳島県の指定する2泊3日 行程は別表1参照

7 見積書作成時の前提条件

別表2参照

8 委託業務の内容等

(1) 台湾現地での「商談会」手配業務

① 商談会会場手配

- ・商談会を行うにあたり、最も適当と考えられる会場を台北エリアで提案し、手配すること。

② 通訳手配（10名）

- ・商談会を行うにあたり、徳島県参加事業者1社に対して1名、計10名の必要な経済用語等に精通した通訳者を手配すること。
- ・通訳者は次に記載の交流会においても、引き続き参加するものとする。

③ 現場運営スタッフ手配（3名）

- ・商談会での運営スタッフとして、現地スタッフを最低3名手配すること。

④ 翻訳業務

- ・商談会資料として、徳島県参加事業者からの必要書類を繁体字に翻訳すること。
なお、見積もりにあたっては、1参加事業者あたり日本語1,200文字で算出すること。

⑤ 徳島県内事業者（10社）調整窓口業務

- ・徳島県参加事業者と商談会実施に必要な連絡調整窓口を行うこと。
なお、徳島県参加事業者の公募及び選定については、徳島県が行う。

⑥ バイヤー、マッチング先コーディネート業務 20社程度

- ・別表3の想定徳島県参加事業者分野を前提に、商談会において効果的と考えられ、出席可能な台湾事業者の提案及び調整を20社行うこと。

⑦ 事前マッチング策定業務

- ・提案した台湾事業者との調整を行い、事前に徳島県参加事業者の情報を十分に共有すること。

⑧ 参加者説明会企画運營業務

- ・徳島県参加事業者向けに、今回の経済ミッション団派遣に関する説明会を実施すること。なお、オンライン開催でも可とする。

⑨ 商談会に必要な資料、マニュアル作成業務

- ・商談会運営にあたり、会社の基本情報を含んだ会社リスト等必要と考えられる資料及びマニュアルを作成すること。

⑩ 商談会運營業務

- ・商談会の現地運営を行い、問い合わせ対応等行うこと。

⑪ 商談結果フィードバック業務

- ・商談内容及び結果をリスト化し、徳島県まで報告すること。

⑫ 報告書作成業務

- ・委託事業全体の報告書を作成し、徳島県に報告すること。

(2) 台湾現地での「交流会」手配業務

① 交流会会場手配

- ・徳島県参加事業者と台湾事業者の交流会を行うにあたり、最も効果的と考えられる会場・内容を提案し、手配すること。

② バイヤー、マッチング先招待業務

- ・交流会には商談会に参加した台湾事業者をコーディネートするものとする。

(3) 台湾現地での「産業視察」手配業務

① 産業視察提案業務

- ・別表3を参考に、経済ミッション団が台湾経済及び商品トレンドを理解できる視察先を提案し、訪問調整を行うこと。

- ・必要に応じて、スクール形式のセミナー等を開催すること。

(4) 添乗員等

- ① 現地事情に精通した添乗員を出発時から全行程において1名つけること。
- ② 添乗員の氏名、年齢、略歴等を別紙に記載すること。

(5) その他参考見積もり提出

次に掲げる費用については、徳島県参加事業者の負担となるため、委託業務の見積もりに含めない。ただし、参考として参加者一人あたりの見積もり書を提出するものとする。

① 台湾での宿泊ホテル手配

- ・4つ星クラス以上で日本語が通じるホテルを原則とし、安全、防犯を考慮すること。
- ・ホテル名を明記すること。
- ・原則として、全行程1部屋1人利用とすること。
- ・朝食2回、昼食1回（商談会時）の費用を計上すること。
- ・室内は、バス、トイレ付とする。

② 移動手段手配

- ・経済ミッション団の移動手段について、別表1のスケジュールに合致する提案を行うこと。
- ・航空機は、原則としてエコノミークラスとするが、ビジネスクラス追加代金を別途明記すること。
- ・空港施設使用料、空港税、燃料サーチャージを含む
- ・チップ及び手荷物運搬料（1人あたり20kg以内）を含む
- ・その他諸費用（内容を具体的に記載すること）を含む

9 委託契約について

- (1) 事業者は、本委託業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに徳島県と協議し、原則として徳島県の指示に従うものとする。
- (2) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、徳島県の書面による承諾を得た場合は、この限ではない。
- (3) 事業者は、本業務により知り得た資料及び事項を徳島県の許可なく、他に利用又は漏らしてはならない。
- (4) 契約履行過程で生じた成果物等は、徳島県に帰属し、徳島県による自由な加工・二次使用ができることとする。

(別表1)

1日目	JR 徳島駅又は徳島阿波おどり空港集合 ～（提案移動経路）～空港（台湾）～台北エ リア周辺での産業視察 ～ホテル泊
2日目	ホテル集合～商談会会場へ移動～商談会 ～交流会会場へ移動～交流会～ホテル
3日目	ホテル集合～空港（台湾）～（提案移動経路） ～JR 徳島駅又は徳島阿波おどり空港解散

※見積もりにあたっては、令和5年11月中の想定とする。

(別表2)

徳島県参加事業者数	10社・20名
台湾事業者数	20社・40名
通訳者（商談会時・交流会時）	10名
通訳者（産業視察時）	1名
台湾現地スタッフ（商談会時）	3名
添乗員（全行程）	1名

(別表3)

想定徳島県参加事業者分野	
食品生産・加工品販売	6社
衣料製造販売	2社
日用品・雑貨・工芸品製造販売	2社